

## 施設等利用給付認定申請の案内

### ○預かり保育事業の無償化

幼稚園に在籍又は認定こども園に在籍して幼稚園機能を利用する教育・保育給付1号認定子どもの3歳児(満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子どもをいう。)で、その保護者(父・母)に係る保育を必要とする事由がある場合(認定こども園にあっては利用調整により在籍園の保育所機能を利用できない場合は、施設等利用給付2号認定を受けることにより在籍園で実施する預かり保育事業の利用が「特定子ども・子育て支援」として無償化(施設等利用費の支給)となります。

4月に進級した時点(満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した時点)で施設等利用給付2号認定を受けたい場合は、**3月中に施設等利用給付認定申請**をしてください。なお、進級後も申請は随時受け付けています。

※施設等利用給付2号認定を受けた日以降の預かり保育事業が特定子ども・子育て支援として無償化されます。

申請日以前に遡及して預かり保育事業を無償化することはできません。

### ○施設等利用給付認定申請の方法

施設等利用給付認定申請する場合は、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」及び「保育の必要性を証明する書類」を保育所幼稚園課に提出してください。

子どもが4月に進級する前に申請する場合で、**「保育を必要とする事由」が「求職活動」のときは、3月中における求職活動の実績をもって申請してください。**

※在籍する幼稚園又は認定こども園を経由して市に申請できますが、保育所幼稚園課で申請書を受け付けた日が申請日となります。

※「保育の必要性を証明する書類」は、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」の裏面で御確認ください。

※「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」及び「保育の必要性を証明する書類」のうち所定用紙があるものは、市ホームページ及び保育所幼稚園課で取得できるほか、在籍の幼稚園又は認定こども園でも取得できます。

### ○施設等利用費の支給方法

(1) 月の初日から末日まで施設等利用給付認定されている場合

現物給付(在籍園による施設等利用費の法定代理受領)となりますが、在籍園によっては、支給限度額を超える額の預かり保育料を徴収される場合があります。

※支給限度額は、月ごとに支給上限額11,300円(施設等利用給付3号認定の場合は16,300円)の範囲内で、在籍園の定めによる預かり保育料と利用日数×450円で算出した額のいずれか低い額です。

(2) 月の途中で施設等利用給付認定が開始又は終了する場合

預かり保育料はお支払いいただきます。その後、認定期間における預かり保育事業の利用を「特定子ども・子育て支援」として、施設等利用費を支給(償還払)します。

問い合わせ先:松江市 こども子育て部 保育所幼稚園課 認定入所係 TEL:0852-55-5312

**保育を必要とする事由については、裏面を御確認ください。**

主な保育を必要とする事由		施設等利用給付認定の有効期間
就 労	1 月当たり 48 時間以上労働することを常態としている。 ※産前産後休暇又は育児休業を取得している期間は、保育を必要とする事由は「就労」にはなりません。	認定起算日から最長で施設等利用給付認定子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間 ※有期雇用の場合は雇用満了日が属する月の末日までの期間となります。
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中であるか又は出産後間がない。	出産予定日前 8 週（多胎児は 14 週）の初日が属する月の認定起算日から、出産日（出産予定日で認定した場合は出産予定日）から起算して 8 週を経過する翌日が属する月の末日までの期間
疾 病 ・ 障 がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有しており、保育困難である。	認定起算日から最長で施設等利用給付認定子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間
常 時 介 護	同居の親族を常時介護している。 ※被介護者が介護保険制度の要介護状態区分において要介護 2 以上又は重度障がい有する場合のみ対象となります。	同上
常 時 看 護	同居の親族を常時看護している。 ※被看護者が乳児（0 歳）の場合は、家庭において必要な医療的ケアが常時必要でなければ保育の必要性は認められません。	同上
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている。 ※教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定のいずれかで年度内に 1 回のみ認定します。ただし、求職活動による認定後、就労で変更認定を受けてから離職した場合に限り、同一年度内に 1 回のみ再度認定します。 ※求職活動で認定を受けた翌年度に求職活動で再度認定を受ける場合は、以前の有効期間から 1 か月以上の期間を空ける必要があります。	認定起算日から、同日から起算して 75 日を経過する日が属する月の末日までの期間 ※求職活動の回数は世帯で勘定し、兄弟姉妹が既に求職活動で認定を受けている場合は、当該認定の有効期限までとなります。
就 学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している。	認定起算日から最長で保護者の卒業予定日が属する月の末日までの期間
職 業 訓 練	公共職業能力開発施設などにおいて行う職業訓練を受けている。	認定起算日から最長で保護者の修了予定日が属する月の末日までの期間
育 児 休 業 中 の 継 続 利 用	育児休業を取得する前から就労により継続して預かり保育又は認可外保育施設を利用（認可保育所と同程度の継続的な役務の提供であること）し、 <u>出産後も継続して利用している。</u> ※一時預かり保育、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助支援事業は適用されません。	認定起算日から保護者の育児休業が満了する日の属する月の末日までの期間又は当該育児休業に係る子どもが満 2 歳に達する日の属する月の末日までの期間のいずれか短い期間

※施設等利用給付認定の有効期間は施設等利用給付 2 号認定の場合を記載しています。